

介護職員の処遇改善のための取組を支援します

～令和8年度処遇改善アップグレード支援事業のご案内～

目的

介護職員の処遇改善による職場への定着促進

1. 補助対象

- ① キャリア段位制度のアセッサー（評価者）講習の受講料
- ② 新人介護職員に対するエルダー・メンター制度の導入にかかる研修受講等の経費
- ③ 専門的な相談員（社会保険労務士等）による介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位加算取得にかかる個別の助言・指導等にかかる経費

2. 補助金額

補助対象の事業①、②に要した経費（上限 20 万円）×（2/3）
補助対象の事業③に要した経費（上限 20 万円）【定額】

3. 補助要件

- 補助対象の事業について、他の補助金の交付を受けないこと
- 介護職員処遇改善加算の届出を行っている、又は新たに行う予定であること
（①又は②の事業で申請する場合のみ）
- 事業の実施及び経費の精算は、年度内に完了すること（③は2月末日まで）

※オンラインにより実施する事業も補助の対象とします。

補助金申請手続きの流れ

交付申請

- ・ 事業実施が決まり次第、県に補助金交付申請をしてください。
提出された交付申請書を審査し、要件を満たす申請者に交付決定通知を送付します。

研修等の受講

- ・ 県の交付決定を受けた内容の事業を実施してください。

実績報告

- ・ 必要な書類をそろえて、県に実績報告書を提出してください。
【提出期限】①、②の補助を受けようとする者は、事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 4 月 10 日のいずれか早い日。
③の補助を受けようとする者は、事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助金交付申請年度の 2 月末日のいずれか早い日。
提出された実績報告書を確認し、補助金額の確定通知を送付します。

補助金交付

※この事業の詳細は、こちら（県ホームページ）をご覧ください。

（ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/syogukaizen-upgrade.html> ）

問い合わせ先

新潟県 福祉保健部 高齢福祉保健課 介護人材確保係
電 話：025-280-5272
FAX：025-280-5229
電子メール：ngt040230@pref.niigata.lg.jp